

令和 8 年度 事業場管理責任者研修会



京都運輸支局 検査・整備・保安部門
一般社団法人京都府自動車整備振興会

本日のトピックス

1. 指定自動車整備事業について
2. OBD検査について
3. 適切な指定整備事業の運営に向けて
4. 行政処分等について
5. その他

1. 指定自動車整備事業について



国土交通省

指定自動車整備事業者とは

特定整備事業については、「認証基準を満たしていれば認証しなければならない。」となっているが、指定整備事業については「設備・技術・管理組織が揃っていて適切に点検・整備・検査できると認められる場合は指定することができる。」となっています。

また、指定自動車整備事業者は設備・技術・管理組織を維持しなければならない。



事業者として法令遵守の徹底

指定自動車整備事業とは

管理組織について(指定整備取扱規程)

この規程は、道路運送車両法(以下「法」という)第1条の目的を達成するために、法第94条の2に基づく指定整備事業者として指定整備業務を厳正かつ確実に実施し、道路運送車両法及び指定自動車整備事業規則並びにその他関係法令を遵守し公正確実な整備検査業務を行うために、指定自動車整備取扱規程を自社において定める。

(第1章 総則)

指定自動車整備事業とは

指定整備取扱規程で規定すべき事項

- 自動車検査員の権限
- 事業者印の押印・管理に関する事
- 保安基準適合証綴りの取扱に関する事
- 自動車検査員の証明及び証明印の管理に関する事
- 指定整備事業に関する書面の管理に関する事
- 交付にあたって実施する書面審査に関する事
- 検査用機器の保守管理に関する事
- 承諾書に関する事（電子保適証の場合）
- OSSで使用するID・パスワードに関する事 等

指定自動車整備事業とは

では、管理組織ってなんでしょう？

事業場管理責任者

- ・ 事業場の設備、事務処理、経営、作業、従業員等の管理監督
- ・ 指定整備制度の関係法令の十分な理解及び適正な運用

主任技術者

- ・ 技術水準の向上、作業能力の促進、作業実施の管理等の整備の技術に関する総括責任者
- ・ 事業場の要として事業場管理責任者を補佐

自動車検査員

- ・ 整備技術の習得、法令の理解、公正な検査の実施

事業場管理責任者とは・・

◎ 事業者若しくは法人の役員等経営に参加している者又は当該事業場における経営等に関する職務と権限を委譲された者であって、当該事業場の統括責任者をいい、次の各号の責務を負う。

(「自動車整備事業の取扱い及び指導の要領について」より抜粋)

指定自動車整備事業とは

事業場管理責任者の職務

(1) 設備、技術及び管理組織等の維持管理

- ① 現車作業場、完成検査場及び車両置場の維持管理
- ② 検査、整備用機械器具の維持管理
- ③ 事業場の環境保全等
- ④ 技術の維持、発展等
- ⑤ 自動車工員数(整備士)等従業員の維持管理等

指定自動車整備事業とは

事業場管理責任者の職務

- （２） 自動車検査員の選任等**
- （３） 整備作業の管理**
- （４） 検査作業の管理**
- （５） 関係書類の確認**
- （６） 指定整備記録簿の作成と保存**
- （７） 変更届出及び標識の掲示**

事業場管理責任者の役割

- 1 事業計画の決定と執行に関すること
- 2 事業全般の管理(指定整備の交付業務の管理を含む)に関すること
- 3 自動車工・自動車整備士数の把握と維持並びに従業員の勤務状況
- 4 従業員に対する関係法令の教育に関する
こと
- 5 顧客管理・営業状況の把握、業界の現状
の把握

電子保安基準適合証の注意事項

車両法 第94条の5

2 指定自動車整備事業者は、～略～ 保安基準適合証の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該**依頼者の承諾を得て**、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することができる。



保存していても、記載やチェック欄が抜けている事例が多いので注意してください

依頼者から承諾を得ることが必要

承諾書は指定整備記録簿などとともに保存

電子保安基準適合証の注意事項

電子保安基準適合証導入時のＩＤ・パスワードの管理や正しい取扱いはできていますか？

過去の事例

- ・ **事業場管理責任者が在勤時においても、検査員（代務者）のＩＤ・パスワードで交付している。**

事業場管理責任者が、検査員のＩＤ・パスワードでログインしたまま交付しているなど。システムへのログインを正しくしてください。

- ・ **ＩＤ・パスワードの管理ができていない。**

ＩＤ・パスワードが机に貼ってあったり、パスワードが１文字などと管理がずさんな事例があります。

ＩＤ・パスワードは**事業者印、検査員印と同じ**です。印鑑の保管に気を遣うのと同じようにＩＤ・パスワードの管理も行ってください。

ID・パスワード管理の注意事項

個人IDの設定に間違いはないですか？

☑事業場管理責任者や自動車検査員の権限を再確認



パスワードの管理は適切
ですか？

PCに記憶させることは、
別人に署名させることと
同じです。

保安基準適合証交付時の審査

書面	確認ポイント
(電子) 自動車検査証	記録事項により現車と諸元の同一性を確認する。
継続検査申請書	申請書の内容について同一性を照合・確認する。
自賠責保険証明書	更新すべき有効期限と重複しているか。
承諾書	電子保適証の場合、依頼者から同意を得ているか。
指定整備記録簿	自動車検査証等の記載内容について照合・確認する。記載もれないか、検査、整備の概要が適切か。
部品伝票	在庫部品等について、その使用が記録簿上に明記されているか、伝票と納品書上の内容と同一か。
外注伝票	外注内容が伝票上に記載されているか確認する。
概算見積書	見積内容との整合性はあったか確認する。
請求書・納品書等	請求内容が記録簿上の内容と一致しているかを確認する。
適合証交付台帳	適合証等に事業者印を押印した直後に、審査した旨を証する押印行う。
その他	必要に応じて、整備係・検査員により内容を聞き審査する。検査員の適正な意見については、これを尊重する。

車検受付時に必ず車検証のICチップを読み込むよう事業場内で徹底してください。

自動車検査証 令和 4年12月 1日 東京運輸支局長 411230000001

品川 399 さ 1234 令和 4年12月 普通 受用 自家用 98765 0001

コクドコウツウ 箱型

SHADA1-001 ガソリン 1.59

ZXX-ABC99 ASD-3E 750 600

国土 交通

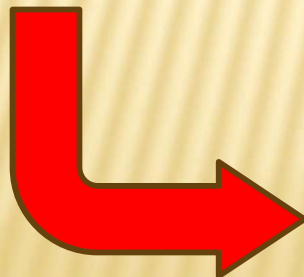
平成10年騒音96db, その他

み ほ ん

この裏面には暗号化されたICチップを内蔵していますので、大切に使用・保管してください。

A **B** **C**

T202301A000001 国土交通省 1234



B

記録年月日 令和 3 5 10

自動車検査証記録事項

111210000001

1. 基本情報

自動車登録番号又は車両番号 札幌 300 3 9999

車両番号 R35-D5G-00001

登録年月日/交付年月日 令和 3 5 10 初年度登録年月 令和 3 5 有効期限の満了する日 令和 6 5 9

2. 検査結果

使用者の氏名又は名称 運輸 太郎

使用者の住所 東京都練馬区豊井〇丁目△△-□□ [13020 0330]

使用の本拠の位置 東京都

3. 車両詳細情報

車名 ニッサン [213]

型式 CBA-R35 原動機の型式 VR38

自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用

車体の形状 事故車修理緊急セムトレーラ [723] 乗車定員 4 最大積載量 -

車両重量 1730 車両全重量 1900 長さ 455 幅 159 高さ 137

前軸軸重 910 後軸軸重 990 総重量 1900 総重量の定格出力 3.79

燃料の種類 ガソリン 型式指定 15965 額外番号 0001

4. 備考

【本自動車検査証発行時における所有者情報】

所有者の氏名又は名称 国土交通

所有者の住所 東京都千代田区〇〇 [00001]

〔札幌〕、新規登録

自動車検査証発給 令和 3 年 5 月 10 日 新規登録

令和 2 年度燃費基準 4.0%向上達成率

平成 27 年度燃費基準 2.0%向上達成率

平成 22 年度燃費基準 2.5%向上達成率

数値安定性制御装置搭載率

燃費改善装置搭載率

〔走行距離計表や値〕 19,000km (令和 3 年 5 月 1 日)

〔計表付距離計表や値〕 9,000km (令和 3 年 5 月 1 日)

ハイブリッド車

平成 10 年騒音規制値、近接騒音規制値 96db

ペダラー加速騒音規制値

〔整備工場コード〕 41-00001

番号修正交付

以下空白

【注意事項】

記録事項はシステム登録時の情報となります

車両ID A01234560001

12345678901234567890

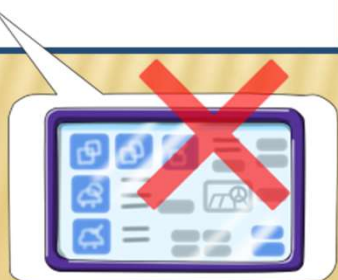
2. OBD検査について



国土交通省

『OBD検査』、『OBD確認』、『OBD点検』、違いは？

OBD点検		OBD検査	OBD確認	
定期点検整備	 制 度	検査（車検）	任意 （<u>実施義務はなし</u>）	
令和3年10月1日	 開始時期	令和6年10月1日 （輸入車は令和7年10月1日）	OBD検査が必要な自動車 に対し、次の目的で実施 ✓ 完成検査時以外での 適否の確認  ✓ 持込検査での省略 	
OBDを搭載する全ての自動車 （<u>年式にかかわらず</u>）	 対象自動車	令和3年10月1日以降の新型車 （輸入車は令和4年10月1日 以降の新型車）		
12カ月ごと	 実施時期	車検時 指定： 完成検査時 持込： 持込検査時		
スキャンツールを接続し、 整備が必要な故障コード があれば整備	 方 法	機構サーバーに接続 して合否判定 （<u>自動判定</u>）		
認定は不要	 スキャンツール	認定を受けた 「検査用スキャンツール」		



※ わかりやすいように説明を簡略化。
正確には法令を参照のこと

OBD検査

OBD確認



OBD検査の対象車について

OBD検査の対象車

・令和3年10月1日以降（輸入車：令和4年10月1日以降）の新型車で、車検証の備考欄に「**OBD検査対象**」と記載された車両が対象。

※ OBD検査の対象となる装置

- ・ABS、横滑り防止装置（ESC/EVSC）、自動ブレーキ（AEB/AEBS）、ブレーキアシストシステム（BAS）、車両接近通報装置、排ガス装置 など。
（保安基準 細目告示 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準に規定）

OBD検査は令和6年10月（輸入車：令和7年10月）より実施

電子車検証券面備考欄

- ・「**OBD検査対象**」のみ記載

電子車検証ICタグ内

- ・「**OBD検査対象車**」及び「**OBD検査開始年月日**」を記録

備考
OBD検査対象

券面上の記載内容

備考

OBD検査対象車
[OBD検査開始年月日] 令和6年10月1日

ICチップ内の車検証記載情報の読取内容

OBD点検とOBD検査の違い

OBD点検の対象車

- ・車載式故障診断装置（OBD）の種類（ISO／J-OBD I／II／メーカー独自など）や年式に関係なくOBDを備えている自動車を対象。
（大型特殊、被牽引自動車、二輪を除く）

OBD点検は令和3年10月より実施



OBD点検とOBD検査の対象車はイコールではないことに注意

OBD検査の対象車

- ・令和3年10月1日以降（輸入車：令和4年10月1日以降）の新型車の型式指定自動車・多仕様自動車が対象。

※ OBD検査の対象となる装置

- ・ABS、衝突被害軽減制動制御装置、排ガス装置など
（保安基準 細目告示 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準に規定）

OBD検査は令和6年10月（輸入車：令和7年10月）より実施

OBD検査システムについて



独立行政法人
自動車技術総合機構
NALTec
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

変更届出 を行った整備事業者様へ

OBD検査システムの登録情報変更

もお忘れなく !!

☑ 事業場名称の変更



☑ 事業場所在地の変更



☑ 検査員の選任・解任 工員の変更



システム登録情報変更の画面イメージ

『事業場管理』
↓
『事業場情報』

『修正』

内容修正

『確認』

詳しくは
こちら ▶



OBD検査
ポータル



OBD ポータル



OBD検査システムのID等の管理において遵守すべき事項

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者における OBD検査システムのID及びパスワードの管理に係る 遵守事項及び留意事項

OBD検査システムの利用にあたって取得・設定したID等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。

以下に掲げるID等の不正使用又はその幫助を行った場合、**行政処分の対象となる**とともに機構が当該ID等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。

- ① 検査員又は工員が他者のID等を使用してOBD検査又はOBD確認を実施した場合（なりすまし）
- ② 事業場が取得・設定したID等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID等の不正使用の幫助）

OBD検査システムの不正使用について

未認証工場等によるOBD 検査システムの不正使用 に関する罰則についての ポスター

犯罪です

認証工場以外の者がOBD検査システムのID
及びパスワードを使用した場合、不正アク
セス行為の禁止等に関する法律に基づき、
3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に
処される可能性があります。

これを幫助・教唆した者も、30万円以下の
罰金に処される可能性があります。

OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置

障害時等の「特例措置」

○ OBD検査用サーバーの障害や通信障害等、整備事業者の責任以外でOBD検査が実施できない場合、**特例措置(テルテール確認による合否判定に切り替える)**を実施可能。

対 象

- ① OBD検査用サーバーの障害
- ② 通信障害・電力障害
- ③ OBD検査用サーバーのアップデートなど整備工場の責でないと機構が認めた場合
- ④ アップデート時にエラーが発生した場合

対象外

- 自社の保有する機器の障害
- 『OBD確認』を行う場合
- 検査用スキャンツール または自動車のOBDの不具合によるもの

特例措置の内容

機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断



特例措置で検査を実施しお客様に返却したクルマは、後日再度入庫いただきスキャンツールでやり直さなければならない？

- ・法令・通達上、その必要はありません。
- ・自主的にその確認を行っていただくこと自体に問題はありません。



通 達

- ①～③「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」(令和6年3月28日付け国自基第221号国自整第270号)
- ④「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について」(令和6年7月30日付け国自整第98号)

3. 適切な指定整備事業の 運営に向けて



国土交通省

適正な事業運営に向けて

コンプライアンスの強化

コンプライアンスとは・・・

社会貢献

企業倫理

大切なのは自発的な取り組み

適正な事業運営に向けて

まずは法令遵守体制の強化

<違反内容>

殆どが検査員の知識不足、管理体制の不備による



<原因>

- ・ 工員の減少による検査員への業務負担の増大
- ・ 他の事業を本業とする場合、経営トップが指定整備運営に関与せず、現場任せとなっている
- ・ 工員等のレベルアップを行っていない

等

法令遵守体制の確立が必要！

適正な事業運営に向けて

事業者による対応策

◎ 法令遵守の再徹底

- 整備担当者レベルの理解だけでは不十分
- 営業部門、管理組織を含めた全員の意識向上が必要
- 経営陣の認識があって初めて徹底される

◎ 対応策の例

- ☆ 社内講習会・勉強会の開催
- ☆ 冊子の作成・配布
- ☆ 振興会及び本社による営業店への監査等

恒正数個正整数の確率分布

自家用乗用車等の定期点検基準（別表第6）

- **又ハ**の点検については、同点検を実施する必要がある場合には、予め依頼者に対し必要となる点検の内容及び料金について十分説明して**依頼者の了解を得る**ものとする。

● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 1. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 2. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 3. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 4. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 5. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 6. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 7. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 8. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 9. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 10. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 11. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 12. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 13. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 14. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 15. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 16. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 17. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 18. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 19. 通気口の詰まりを確認	● 通気口の詰まり 目視検査のステップ 20. 通気口の詰まりを確認
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○ 1年間の走行距離5千km以下 ● 2年間の走行距離1万km以下、それぞれ前回同様したことが確認できる場合、1回に限り省略可。

整備内容 (作業指示)	整備内容 (作業指示)	整備内容 (作業指示)	追加整備内容 (作業指示)	交換部品	数	交換部品	数
ブレーキ ライニング (交換)				エンジンオイル	3.5L	リライプンキコトブーフ	2
ディスク パッド (交換)				ブレーキオイル	1.0L		
ブレーキオイル				LLC (ラジエータ液)	2.0L	電子制御装置整備 (内): 構内作業。 (外): 外注 ✓カメラ ✓レーダー ✓レーダー ✓ガラス ✓パンパ ✓エーミンテ	
エンジンオイル				オイルフィルター	1		
オイルフィルター				エアエレメント			
ファン クローベルト (交換)				ディスクパッド			
LLC (ラジエータ液)				ブレーキライニング			
エアエレメント (交換)				禁止塗料			

部品納品書

配送伝票 (リアル) 88-001 10年 3月 6日 00012 10:54

得意先名 ウエサマ B O 分 様 顧客注文No. MPH060012 伝票No. N7692

コード M010 担当者コード 37 配送コード 88 まわしコード 受注区分 振込 01 引当庫 整理No.

毎度ありがとうございます。下記の通りご納入申し上げます。

品別	ロケーション	部 品 番 号	部 品 名	税率(%)	受注数	出荷数	区分	希望小売価格	売上価格	売上金額	受注部 品 番 号	備 考
D		G61840100	サイレンサー、メイン	50	1	0 0		18600	0	0	B9	1
		E30140305A	カ スケット	50	1	0 0		450	0	0	B9	1
		U003403A0C	サイレンサー、アフター	50	1	0 0		22000	0	0	B9	1
ご請求合計 43103 売上合計 41058 消費税 2053 00012 1/1 43:576												

上記価格は税抜き表示です。
● 注意 金額の一記号はマイナスを示します。
返品の際は、出庫伝票をつけて5日以内にお願います。

消費税はご請求時に申し受けます。

自動車検査証との記載内容の照合

オイル・フィルタ	(交換)	☐ レーザー ☒ ガラス	エア・エレメント	☒
ファン・ベルト	(調整・交換)	☐ バンパ	ディスク・パッド	4
LLC(ラジエータ液)	(交換)	☒ エーミング	ブレーキ・ライニング	4
エア・エレメント	(清掃・交換)		錆止塗料	1

検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値は(N)kg、前照灯の計測・判定値は、(N)cd、速度計の誤差は、(N)km/h、走行用(いずれかに○印)で表示しています。

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯		警 音 器	
前 右	2410	N	軸重	左右差	N	右	左	cd	聴感・(テスト) 109 デシベル
前 左	2520	N	905	0.13	%	67.5	68.0		
後 右	1950	N	600	70	kg	下	下	速度計の誤差	聴感・(テスト) 58 デシベル
後 左	1880	N	6.38	0.12	%	左・右	左・右	+・- 0.5 km/h	CO濃度(アイドリング時)
計	8760	N	1505	5.82	%	5	3	OBD検査結果	0.8 %
手 動	3150	N		2.09	%	主×100	主×100	タイヤの振れ	HC濃度(アイドリング時)
走行テスト等の方法と結果				副×100	副×100	80	85	(良)・否	30 ppm
				度	度	2		サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質
				測定値	測定値	測定値	測定値	イン・アウト	視認(空ぶかし)・テスト

自動車検査証、登録識別情報等通知書又は

1 測定値 % 2 測定値 % 3 測定値 %

目視等による検査 保安基準に適合...☒ 装置がない場合...☒

- 構造
 - ☒ 最低地上高
 - ☒ 最大安定傾斜角度
 - ☒ 最小回転半径
- 装置
 - ☒ 乗車装置及び物品積載装置
 - ☒ 前面ガラスその他の窓ガラス
 - ☒ 騒音防止装置
 - ☒ ばい煙等の発散防止装置
 - ☒ 灯火装置及び反射器
 - ☒ 警報装置
 - ☒ 指示装置
 - ☒ 視野を確保する装置
 - ☒ 走行距離計その他の計器
 - ☒ 防火装置
 - ☒ 内圧容器及びその附属装置
 - ☒ 自動運行装置
 - ☒ その他

自動車登録番号又は車内番号	登録(交付)年月日	初度登録(検査)年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名
近畿502つ5663	令和3年10月12日	令和3年10月	普通・小型・軽	乗用	自家用・事業用	ステーションワゴン	ホンダ
型式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	原動機の型式	
6AA-GT5	7人	kg	1450 kg	1835 kg	GT5-123456	LEB-H5	
長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	自動車検査証の有効期間
451 cm	169 cm	165 cm	1.99 Kw	ガソリン・軽油・LPG・その他	20951	0003	6年10月11日
						点検又は特定整備時の走行距離	その他
						60925 km	

メンテナンスに関するアドバイス

・タイヤの溝の深さが残り少なくなっています。交換時期は日常点検時にスリップサイン等で判断してください。

整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。

依頼者(使用者)の氏名又は名称

近畿等

住所

東大阪市森河西1-7-43

指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号

大阪市住之江区南港東3-5-6

近指190087号

陸運自工(株) 近運整認大第2899006号

実施者

月/日

検査の年月日

6年10月7日

自動車検査員の氏名

大阪一郎

保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号

保安基準適合

471

(有)・無

規定保安基準適合証の番号

オイル・フィルタ	(交換)	☐ レーザー	☒ ガラス	エア・エレメント		
ファン	(調整・交換)	☐ バンパ		ディスク・パッド	4	
LLC(ラジエータ液)	(交換)	☒ エーミング		ブレーキ・ライニング	4	
エア・エレメント	(清掃・交換)			錆止塗料	1	

検査機器等による検査 制動力の計測・判定値は(N)kg、前照灯の計測・判定値は、(N)cd、走行使用(いずれかに○印)で表示しています。

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器
前 右	2410	N	軸重	左右差	N	cd	聴感・テスト 109 デシベル
軸 左	2520	N	905	0.13	N/kg		
後 右	1950	N	軸重	左右差	N	+・- 0.5 km/h	聴感・テスト 58 デシベル
軸 左	1880	N	600	70	N/kg		
計	8760	N	車両重量	0.12	N/kg	OBD検査結果	CO濃度(アイドリング時)
手 動	3150	N	1505	5.82	N/kg		
走行テスト等の方法と結果				軸	5	軸	3
				主×100	主×100	タイヤの振れ	HC濃度(アイドリング時)
				副×100	副×100	サイド・スリップ	0.8 %
				度	度	イン・アウト	30 ppm
				80	85	2	黒煙・粒子状物質
				測定値	測定値	測定値	視認(空ぶかし)・テスト
				1	2	3	%

依頼者の依頼事項
定期点検整備(2年)
日常点検及び特殊な使用状況の点検

目視等による検査 保安基準に適合...☒ 装置がない場合...☒

- 構造 - 最低地上高 - 最大安定傾斜角度 - 最小回転半径 - 装置 - 原動機及び動力伝達装置 - 走行装置 - 操縦装置 - 制動装置 - 緩衝装置 - 燃料装置及び電気装置 - 車枠及び車体 - 連結装置	- 乗車装置及び物品積載装置 - 前面ガラスその他の窓ガラス - 騒音防止装置 - ばい煙等の発散防止装置 - 灯火装置及び反射器 - 警報装置 - 指示装置 - 視野を確保する装置 - 走行距離計その他の計器 - 防火装置 - 内圧容器及びその附属装置 - 自動運行装置 - その他
--	--

自動車登録番号又は車両番号	登録(交付)年月日	初度登録(検査)年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名
近畿5025663	令和3年10月12日	令和3年10月	普通・小型・軽	乗用	自家用・事業用	ステーションワゴン	ホンダ
型 式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	原動機の型式	
6AA-GT5	7人	kg	1450	1835	GT5-123456	LEB-H5	
長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	その他
451	169	165	1.99 Kw	ガソリン・軽油・LPG・その他	20951	0003	
				自動車検査証の有効期間	点検又は特定整備時の走行距離		
				6年10月11日	60925 km		

メンテナンスに関するアドバイス
・タイヤの溝の深さが残り少なくなっています。
交換時期は日常点検時にスリップサイン等で判断してください。

依頼者(使用者)の氏名又は名称
近畿等
住所
東大阪市森河西1-7-43

指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号
近指190087号
陸運自工(株) 近運整認大第2899006号

実施者
月/日
受付 山田 10/7
点検 山本 10/7
作業 住田 10/7

検査の年月日
6年10月7日
自動車検査員の氏名
大阪一郎
保安基準適合証及び保安基準適合標章の番号
471
保安基準適合
有・無
規定保安基準適合証の番号

整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。

オイル・フィルタ	(交換)	□レーザー	⊗ガラス	エア・エレメント	4
ファン	(調整・交換)	□バンパ		ディスク・パッド	4
LLC(ラジエータ液)	(交換)	⊗エーミング		ブレーキ・ライニング	1
エア・エレメント	(清掃・交換)			錆止塗料	

検査機器等による検査 制動力欄の計測・判定値は(N)kg、前照灯の計測・判定値は、(N)cd、速度計の誤差は、(N)km/h、走行用(いずれかに○印)で表示しています。

制 動 力				前 照 灯		前 部 霧 灯	警 音 器
前 右	2410	N	軸重	左右差	N	cd	聴感・テスト 109
前 左	2520	N	905	0.13	N/kg	速度計の誤差	排気騒音
後 右	1950	N	軸重	左右差	N	速度計の誤差	聴感・テスト 58
後 左	1880	N	600	70	N/kg	OBD検査結果	CO濃度(アイドリング時)
計	8760	N	車両重量	0.12	N/kg	タイヤの振れ	HC濃度(アイドリング時)
手 動	3150	N	1505	5.82	N/kg	サイド・スリップ	黒煙・粒子状物質
走行テスト等の 方法と結果				主×100	主×100	イン・アウト	視認(空ぶかし)・テスト
				80	85	2	
自動車検査証、登録識別情報等通知書又は 自動車検査証返納証明書の記載事項との照合	1	測定値	%	2	測定値	%	3

依頼者の依頼事項
定期点検整備(2年)
日常点検及び特殊な使用状況の点検

目視等による検査 保安基準に適合... ☒ 装置がない場合... ☒	- 構造 ☒ 最低地上高 ☒ 最大安定傾斜角度 ☒ 最小回転半径 - 装置 ☒ 原動機及び動力伝達装置 ☒ 走行装置 ☒ 操縦装置 ☒ 制動装置 ☒ 緩衝装置 ☒ 燃料装置及び電気装置 ☒ 車枠及び車体 ☒ 連結装置	☒ 乗車装置及び物品積載装置 ☒ 前面ガラスその他の窓ガラス ☒ 騒音防止装置 ☒ ばい煙等の発散防止装置 ☒ 灯火装置及び反射器 ☒ 警報装置 ☒ 指示装置 ☒ 視野を確保する装置 ☒ 走行距離計その他の計器 ☒ 防火装置 ☒ 内圧容器及びその附属装置 ☒ 自動運行装置 ☒ その他
--	--	--

自動車登録番号又は車両番号	登録(交付)年月日	初度登録(検査)年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	車名
近畿5025663	令和3年10月12日	令和3年10月	普通・小型・軽	乗用	自家用・事業用	ステーションワゴン	ホンダ
型 式	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	原動機の型式	
6AA-GT5	7人	kg	1450	1835	GT5-123456	LEB-H5	
長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号	その他
451	169	165	1.99 Kw	ガソリン・軽油・LPG・その他	20951	0003	
				自動車検査証の有効期間	点検又は特定整備時の走行距離		
				6年10月11日	60925 km		

メンテナンスに関するアドバイス

・タイヤの溝の深さが残り少なくなっています。
交換時期は日常点検時にスリップサイン等で
判断してください。

整備保証 不具合発生については裏面の保証条件に基づき保証します。

依頼者(使用者)の氏名又は名称

近畿等
住所
東大阪市森河西1-7-43

指定自動車整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び指定番号・認証番号

大阪市住之江区南港東3-5-6
近指190087号
陸運自工(株) 近運整認大第2899006号

実施者

月/日
受付 山田 10/7
点検 山本 10/7
作業 住田 10/7

検査の年月日

6年10月7日
自動車検査員の氏名
大阪一郎
保安基準適合証及び
保安基準適合標章の番号
471
保安基準適合
標章交付
(有)・無
規定保安基準適合証の番号

白照昌送陳師直歸山

[illegible]

- 保険の加入忘れ。
- 保険期間が車検の有効期間と重複していない。

走行距離確認忘れ

4. 備考

【本自動車検査証発行時における所有者情報】

所有者の氏名又は名称 国土交通

所有者の住所 東京都千代田区〇〇〇 [00001]

[札幌], 新規登録

自動車重量税額 ￥49,200

[31年度税制] 令和3年5月10日 新規登録

令和2年度燃費基準40%向上達成車

平成27年度燃費基準20%向上達成車

平成22年度燃費基準25%向上達成車

車両安定性制御装置搭載車

車線逸脱警報装置搭載車

[走行距離計表示値] 19,000km (令和〇年5月1日)

[旧走行距離計表示値] 9,000km (令和〇年5月1日)

ハイブリッド車

平成10年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 96db

マフラー加速騒音規制適用車

[整備工場コード] 41-00001

番号標再交付

以下余白

車検更新後は
走行距離及び
指定番号を確
認すること！

保安基準適合証 (控)
限定保安基準適合証 (控)

番号 150

令和 8 年 8 月 1 日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	京都〇〇自動車株式会社 京都〇〇自動車株式会社本社店 京都市伏見区竹田向代町51-5		
次の自動車 次の自動車の整備に係る部分 検査の年月日 自動車検査員の氏名	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。 令和 8 年 8 月 1 日 神風 一郎		
自動車登録番号 又は車両番号	京都 590 さ 5037		
車台番号	ABC-00323556		
使用者 氏名又は名称 住所	京都 太郎 京都市中京区〇〇5-13		
乗車定員	5 人	最大積載量	— kg
用途	乗用	車両総重量	1555 kg
保険期間	平成 6 年 7 月 20 日から平成 10 年 8 月 20 日まで		

- 注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。

指 定 番 号

近指京第3000号

特例扱いの場合記入

最終の検査申請日	年 月 日	
証明書番号	保険会社	保険契約者名
113-123456	〇〇〇	使

更新した後の検査有効期間と自賠責
保険の保険期間が重複しているか

走行距離計表示値

236 0 0 km mile

走行距離記録簿と照合

適合証の記載例

記載例 [中古新規]

[※現車提示が省略可能なもの]

人の運送の用に供する自動車（乗合自動車、幼児専用車、三輪小型、特種自動車、大型特殊自動車を除く。）及び小型貨物自動車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ車体の形状が「バン」又は「三輪バン」（軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書の交付を受けたものに限り）

この部分は記載しない

保安基準適合証
限定保安基準適合証

番号 3 令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称	〇△自動車整備株式会社		
事業場の名称及び所在地	〇△自動車整備株式会社西営業所 大阪府大正区浜町1の2の3		
次の自動車 次の自動車の整備に係る部分	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。		
検査の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
自動車検査員の氏名	大阪太郎		
自動車登録番号又は車両番号			
車台番号	ECX562-189346		
使用者 氏名又は名称	山田太郎		
住所	大阪市西区靱本町2の3		
乗車定員	5人	最大積載量	— kg
用途	乗用	車両総重量	1015 kg
保険期間	年 月 日から令和 年 月 日まで		

注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。
(新使用者の氏名又は名称) (新使用者の住所)

記載例 [予備検査]

[※現車提示が省略可能なもの]

人の運送の用に供する自動車（乗合自動車、幼児専用車、三輪小型、特種自動車、大型特殊自動車を除く。）及び小型貨物自動車のうち、最大積載量が1トン以下であり、かつ車体の形状が「バン」又は「三輪バン」（軽自動車にあっては、自動車検査証返納証明書の交付を受けたものに限り）

この部分は記載しない

保安基準適合証
限定保安基準適合証

番号 4 令和〇〇年〇〇月〇〇日交付

指定自動車整備事業者の氏名又は名称	〇△自動車整備株式会社		
事業場の名称及び所在地	〇△自動車整備株式会社西営業所 大阪府大正区浜町1の2の3		
次の自動車 次の自動車の整備に係る部分	が道路運送車両の保安基準に適合していることを証明する。		
検査の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
自動車検査員の氏名	大阪太郎		
自動車登録番号又は車両番号			
車台番号	ECX562-189346		
所有者 氏名又は名称	山田太郎		
住所	大阪市西区靱本町2の3		
乗車定員	5人	最大積載量	— kg
用途	乗用	車両総重量	1015 kg
保険期間	年 月 日から令和 年 月 日まで		

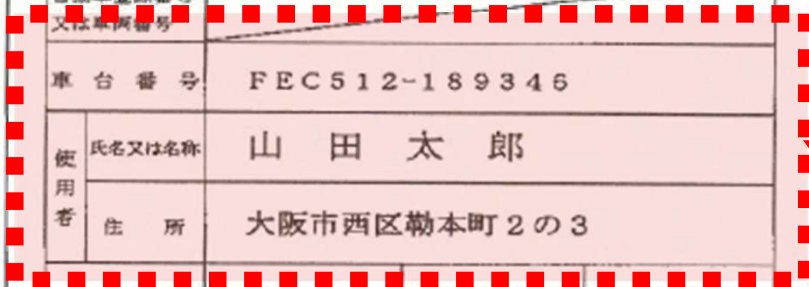
注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。
2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。
(所有者の氏名又は名称) (所有者の住所)

適合証の記載例（○中）

記載例 【中古新規・予備】

〔※現車提示が省略することができない中古新規車両〕

※P277 保安基準適合証等の交付範囲参照

保安基準適合証 限定保安基準適合証		123456789		
番 号 3	平成〇〇年〇〇月〇〇日交付	指 定 番 号	近指大第2500号	
指定整備自動車 次御者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地	○△自動車整備株式会社 ○△自動車整備株式会社 西営業所 印 大阪市大正区浜町1の2の3			
保 限 次の自動車 次御者の氏名又は名称 事業場の名称及び所在地 検査の年月日 自動車検査員の氏名	〇△自動車整備株式会社 〇△自動車整備株式会社 西営業所 印 大阪市大正区浜町1の2の3 平成〇〇年〇〇月〇〇日 大阪 太郎 大阪印			
自動車登録番号 又は車両番号				
車 台 番 号				FEC512-189346
使用 者 氏名又は名称				山 田 太 郎
住 所				大阪市西区勘本町2の3
乗車定員	2 人	最大積載量	1,500 kg	
用 途	貨 物	車両総重量	3,450 kg	
保険期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
注1. 保安基準適合証の有効期間は、検査の日から15日間とする。 2. 限定保安基準適合証は、有効な限定自動車検査証とともに提出すること。				

最終の検査申請日	年	月	日

証明書番号	保険会社	保険契約者名

予備検査の場合は
所有者の氏名・名称及び住所

保安基準適合証等の交付範囲（中古車）

注意

次の自動車は現車提示を省略できません。

- ① 乗車定員 11 人以上の普通自動車及び小型自動車
- ② 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
- ③ 三輪の小型自動車
- ④ 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
- ⑤ 大型特殊自動車

一時抹消登録を受けた自動車について

保安基準適合証等の交付範囲

			保安基準適合証の 交付	限定保安基準適合 証の交付	現車の提示を省略 (※4)
新規検査 予備検査	構造等に関する事項に 変更がないもの(※1)	乗用車・小型貨物車・軽自動 車・二輪車(※3)	○	○	○
		その他	○	○	x
	構造等に関する事項が 変更されているもの(※ 2)	全車	x		

※現車の提示を省略できない自動車の場合、
紙の保安基準適合証を交付してください。
電子保安基準適合証では処理できません。

自動車検査証有効期間
2年

旧検査証有効期間日
令和6年4月10日

完成検査年月日
令和8年4月1日

4月1日

4月10日

4月12日

4月15日

完成検査日

検査証有効期間日

旧保険の満了日

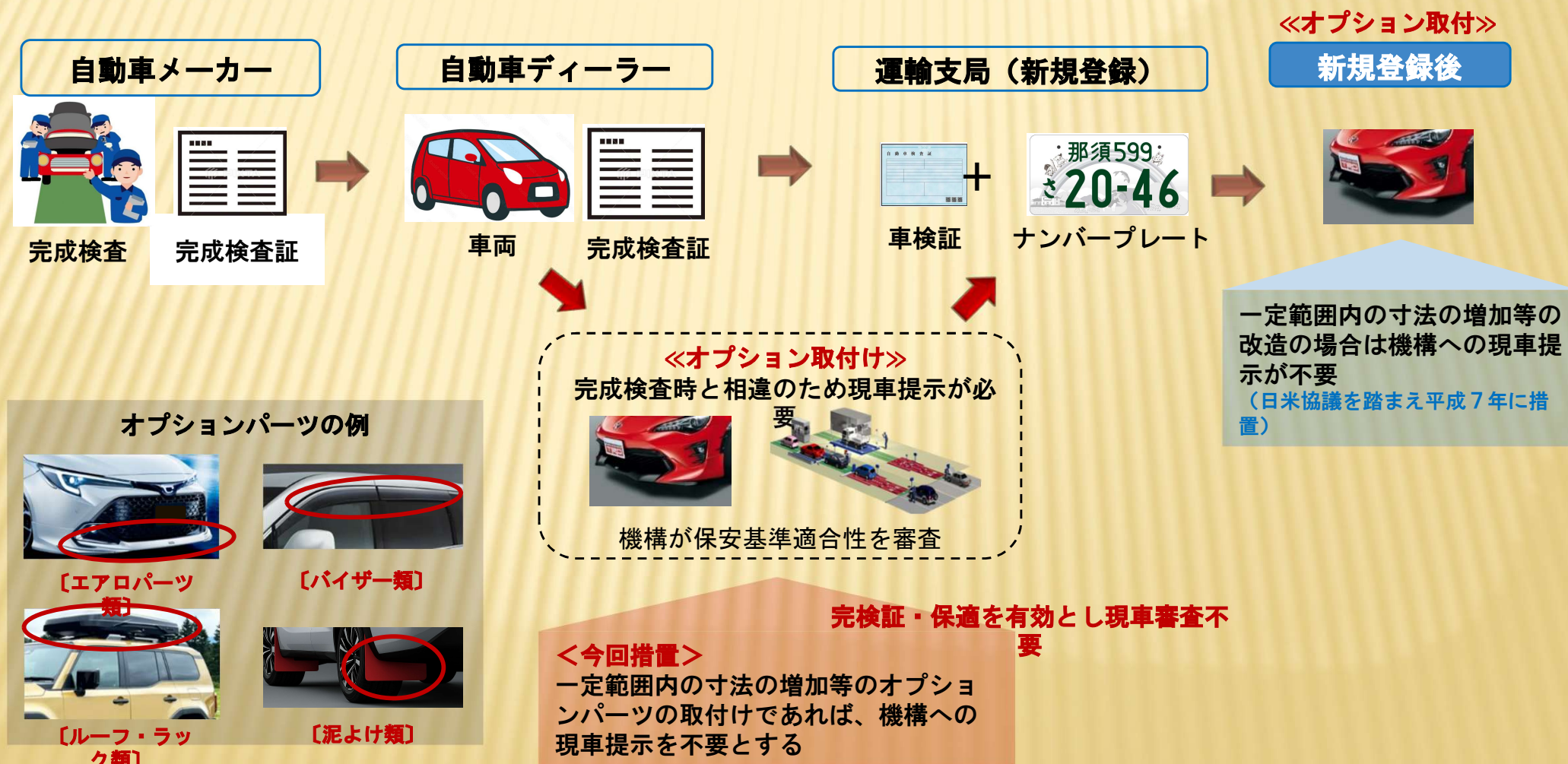
保安基準適合証の
最終有効日

旧保険
6年4月12日～
8年4月12日

新保険
8年4月12日～
10年4月12日

新規検査時におけるオプションパーツの取扱いの変更について

- 従前、新規登録前にオプションパーツを取付けた場合、自動車技術総合機構（機構）に現車提示が必要。
- このため、自動車ディーラー等は、ユーザーとの販売契約が終了しても、新規登録が終了するまでオプションパーツの取付け作業に着手できない。
- 整備士不足等を背景に、計画的な作業を実施したいとの自動車ディーラー等の要望を踏まえ、一定の範囲内のオプションパーツの取付けであれば、機構への現車提示を不要とする（令和8年1月施行）。



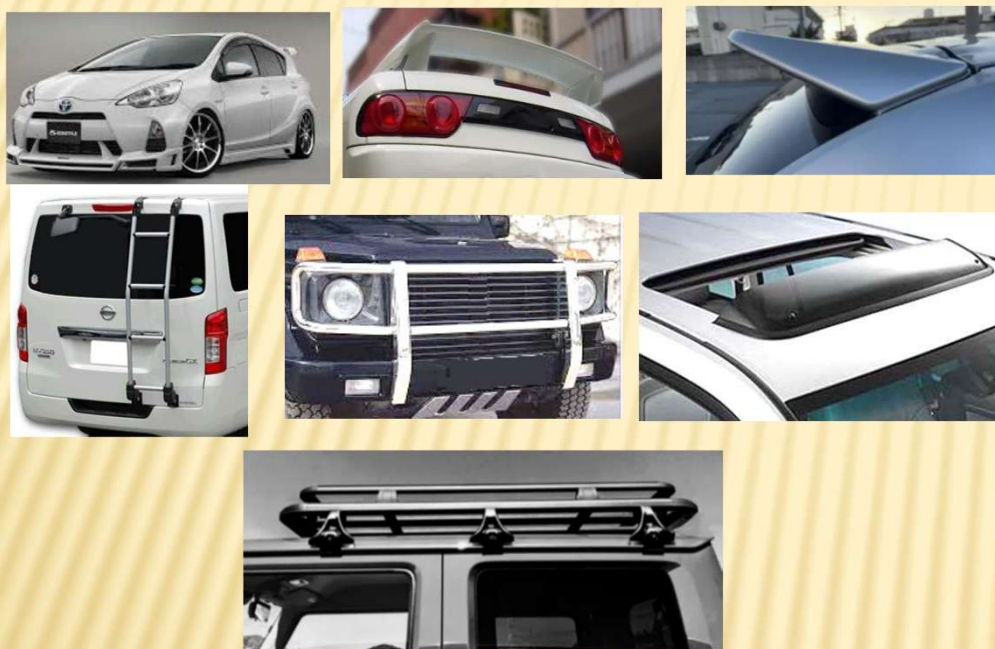
オプションパーツ例



認める例 (以下に該当するもの)

(1) オプションパーツとして国の指定を受けている部品

【例】



(2) オプションパーツとして国の指定を受けていない部品の中で、以下全ての条件を満たすもの

- ① 保安基準に抵触しないもの
- ② 車両の全長±3cm・全幅±2cm・全高±4cmの範囲に収まるもの
- ③ 車両の重量±100kg（普通・大型特殊）又は±50kg（小型・軽）の範囲に収まるもの



認めない例 (以下に該当するもの)

左欄 (1) 及び (2) 以外の部品

【例】



・騒音・排ガス規制に影響



・指定外部品で長さ幅などが一定の範囲を超える
・保安基準に抵触（突起物）



・保安基準に抵触（視野遮へい）

4. 行政処分等について



国土交通省

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について

認証取り消し

- ・ 3台以上※のペーパー車検の実施
- ・ 5台以上の不正改造状態車両に対して車検手続きを行った場合
- ・ 5台以上の不正改造を実施した場合
- ・ 3台以上※のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は幫助した場合場合
- ・ 5台以上の不正改造状態での車検手続きを依頼した場合

※令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用

自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について

指定取り消し

- ・ ペーパー車検の実施
- ・ 不正改造状態で5台以上に適合証を交付した場合
- ・ 5台以上の自動車に不正改造を実施（要求、依頼若しくは唆し又は幫助した場合を含む。）した場合

行政処分等の基準の改正について

事業者による**組織的悪質性**が認められる場合※に、

- ・ **全ての事業場に対して事業の停止**※
- ・ **全ての事業場の認証の取消し**※
- ・ **全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止**※
- ・ **全ての事業場の指定の取消し**※

行政処分等の基準

1 通則

(1) 自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の事業の停止命令、全ての事業場の認証の取消し、違反行為に係る事業場（以下「違反事業場」という。）の事業の停止命令、違反事業場の認証の取消し及び改善命令とする。

指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、全ての事業場の指定の取消し、違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令、違反事業場の指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。

※令和7年6月30日以降に行われた違反行為に適用

最近の近畿管内指定整備事業者処分事例

	処 分 内 容	概 要
1	認証 取消 指定 取消 検査員 解任命令	自動車検査員でもある当該事業者の代表が不正車検で捜査当局に逮捕されたため、当該事業場に監査を実施したところ、不正改造状態にもかかわらず保安基準適合証を交付した事実が確認された。それ以外にも、当該事業場での完成検査後に大型後部反射器を取り外す不正改造の実施、保安基準適合証に検査を実施していない自動車検査員の氏名の虚偽記載、指定整備記録簿への虚偽記載が確認された。
2	指定 20日 検査員 文書警告	当該事業場に監査を実施したところ、大型後部反射器が無い車両について保安基準適合証等を交付されており、自動車検査員に確認したところ、大型後部反射器が無いことに気が付かずに保安基準適合証に証明していた。後日、追加で監査を実施したところ、保安基準適合標章が貼付された後部反射器が無い車両が入庫しており、当該事業場において自動車検査員が後部反射器が無いことに気づかずに保安基準適合証に証明し、交付していたことを確認した。それ以外にも、指定整備記録簿の記載漏れ及び合計9台の車両についてディーゼル車にも関わらずガソリン車と誤認して検査を実施していた。
3	認証 10日 指定 20日	事業者より工員が不正改造を実施したとの自主申告があったため、当該事業場に監査を実施したところ、不正改造状態で車検入庫した車両について、不正改造部分の改善を含む整備、完成検査を実施して適合証等を交付したが、完成検査後に整備を担当した工員が入庫時の状態に戻す不正改造を実施して納車したことが確認された。
4	認証 10日 指定 取消	事業者より自動車検査員の届出等の不備があったと自主申告があったため、当該事業場に監査を実施したところ、過去のある一定期間において、選任の届出がされていない自動車検査員が合計20台の車両について完成検査を実施し、上司の指示で出勤していない別の自動車検査員のID及びパスワードを使用して電子適合証等を交付していたことを確認した。併せて記録簿に記載する自動車検査員や整備主任者の氏名についても、出勤していない自動車検査員の氏名を虚偽記載していることを確認した。
5	認証 10日 指定 155日 検査員 解任命令	監査を実施したところ、タイヤが突出した車両が入庫しており、当該事業場で保安基準適合証等を交付、車検の有効期間を更新していることが確認できた。帳票類の確認や聞き取り等を実施したところ、それ以外にも合計21台の二輪自動車について速度計の誤差の検査を実施せずに保安基準適合証等を交付し、故意ではないが検査時の軸重が検査機器の許容軸重を超えている車両の検査を実施していること、記録簿や保安基準適合証等への記載漏れ、記載誤りが確認された。

最近の指定整備事業者処分事例



国土交通省

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

近畿運輸局 自動車技術安全部整備課

(福永・藤本)

電話：06-6949-6453

令和8年1月16日

民間車検場の事業取消し処分（近畿運輸局）

～不正改造車に対し保安基準適合証を交付し車検手続きを実施～



【処分する事業者】

事業者名

事業場名

【行政処分の内容】（取消年月日：令和8年1月21日）

- （1）自動車特定整備事業^{※2}の認証の取消し
- （2）指定自動車整備事業^{※3}の指定の取消し

【法令違反行為の主な内容】

- 5台の自動車について不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを実施した
（道路運送車両法第94条の5違反）
- 441台の自動車について、点検整備及び検査の一部を実施せず保安基準適合証を交付した
（道路運送車両法第94条の5違反）
- 特定整備記録簿に虚偽の記載を行った
（道路運送車両法第91条第1項違反）
- 整備主任者の特定整備等に関する統括管理に不備があった
（道路運送車両法第91条の3違反）
- 指定整備記録簿に虚偽の記載を行った
（道路運送車両法第94条の6第1項違反）

道路運送車両法 第94条の7（罰則の適用）

自動車検査員その他第94条の5第1項及び第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の**交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員**は、刑法その他の罰則の適用については、法令により**公務に従事する職員**とみなす。

不正改造とは

自動車を運行する場合の大原則

- 自動車は**保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはいけません。**

(道路運送車両法第40条～第42条、道路運送車両の保安基準※)

※道路運送車両の保安基準(国土交通省HPに掲載)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html

不正改造とは

- 自動車又はその部分の**改造、装置の取り付け又は取り外し**その他これらに類似する行為によって、**保安基準に適合しないものを言います。**

(道路運送車両法第99条の2)

不正改造を行うとどうなる？

不正改造は犯罪です！不正改造車の使用者だけでなく、**不正改造を実施した者**に対しても**刑罰が科せられます**。

不正改造車の使用者

整備命令（保安基準に適合させるために必要な整備を行うべき旨の命令）の発令
（道路運送車両法第54条の2）



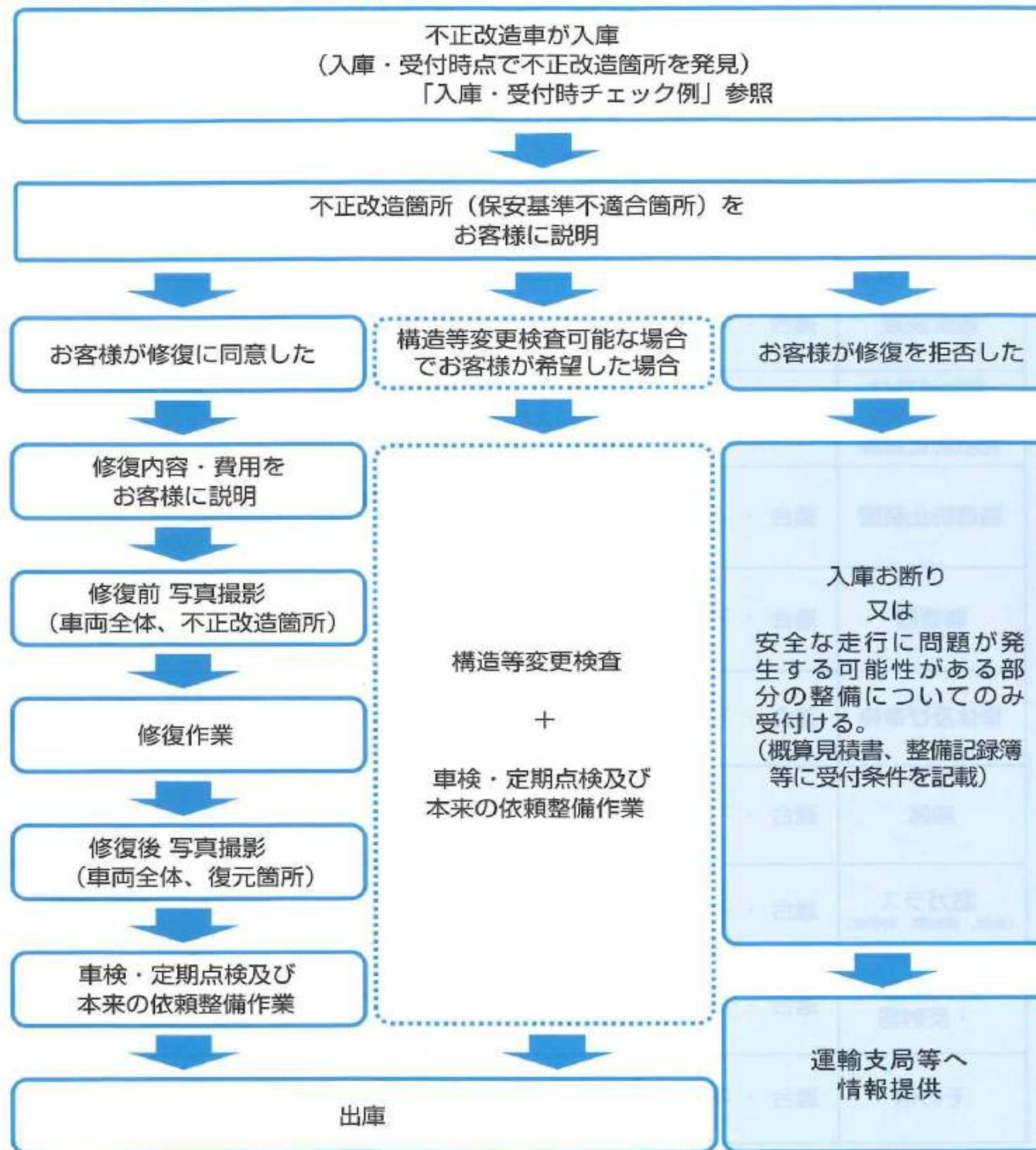
整備命令違反（必要な整備を行わなかった場合）は、**50万円以下の罰金**
（道路運送車両法第109条）

不正改造を実施した者

6カ月以下の懲役又は**30万円以下の罰金**
（道路運送車両法第108条）



不正改造車が入庫した場合の対応例



対象自動車の範囲について

指定書から...

ハ

指定標識から...



指 定 書	
事業者名	自動車工業株式会社
道路運送車両法第94条の2の規定により 次のとおり指定自動車整備事業の指定をする 記	
1. 事業場の名称	自動車工業株式会社
2. 事業場の所在地	1038番地
3. 対象とする自動車の種類及び業務範囲の限定	小型三輪自動車 小型二輪自動車 軽自動車 普通自動車(小型) 普通自動車(乗用) 小型四輪自動車
4. 指定年月日	昭和 年 12月 16日
5. 指定番号	大指大第 号 平成 年 2月 12日
近畿運輸局長 原 喜 信	

対象自動車の範囲について

※指定と認証の対象自動車の範囲が異なる場合があるので注意

	対象自動車の種類	対象自動車の範囲等
イ	普通自動車 (大型)	普通自動車で、 車両総重量 8トン以上 の車両 最大積載量 5トン以上 の車両 乗車定員 30人以上 の車両
ロ	普通自動車 (中型)	普通自動車で、 車両総重量 8トン未満 の車両 最大積載量 2トンを超え5トン未満 の車両 乗車定員 11人以上29人まで の車両
ハ	普通自動車 (小型)	普通自動車で、 最大積載量 2トンまで の車両 乗車定員 10人まで の車両 普通自動車（大型）（中型）以外の特種用途自動車 キャンピング車、消防車、教習車（8ナンバー）
ワ	普通自動車 (乗用)	普通自動車で、 乗車定員 10人以下 の乗用車
ト	小型四輪自動車	

5. その他



国土交通省

大型車の車輪脱落事故防止について

令和6年9月30日

「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和6年度
緊急対策の実施について」の通達を发出

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

著しいさびや汚れによる
ホイール・ナットとワッシャ
の固着



ホイール・ボルトに
著しいさびや汚れ等の
付着



スムーズに回転しない
ホイール・ナット



ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャにガタが発生し、スムーズに回転しない。

著しいさびによる
ディスク・ホイールの損傷



ディスク・ホールのボルト穴や、ホイール・ナットの当たり面に、著しいさびによる剥離や損傷が発生している。

適切な点検・整備の実施をお願いします

自動車検査証電子化の概要

- 継続検査等の **OSS申請※**を行ってもなお残る自動車検査証の受取りのための来訪を不要とするため、整備事業者等の **OSS 手続代行**者において自動車検査証情報を更新できるよう、以下①、②を内容とする道路運送車両法の関係規定が改正（「道路運送車両法の一部を改正する法律」令和元年5月24日公布）されたところ。

① **自動車検査証を I C カード化**すること（現行の自動車検査証情報は I C チップに記録）

② **国からの事務の委託制度を創設**すること

- **令和5年（2023年）1月からの導入を想定し、準備を進めている。**

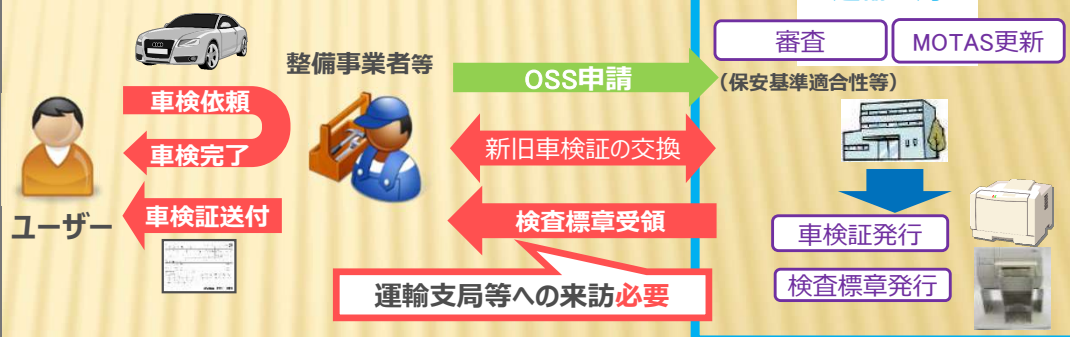
※OSS（ワンストップサービス）による申請

1. 自動車検査証の I C カード化

現行

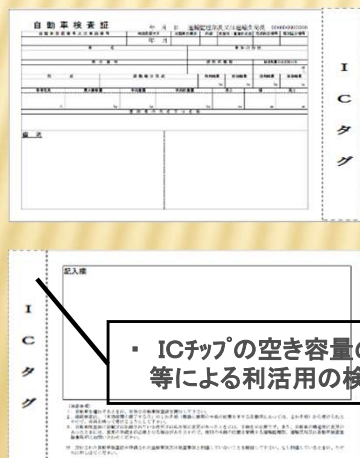


現行



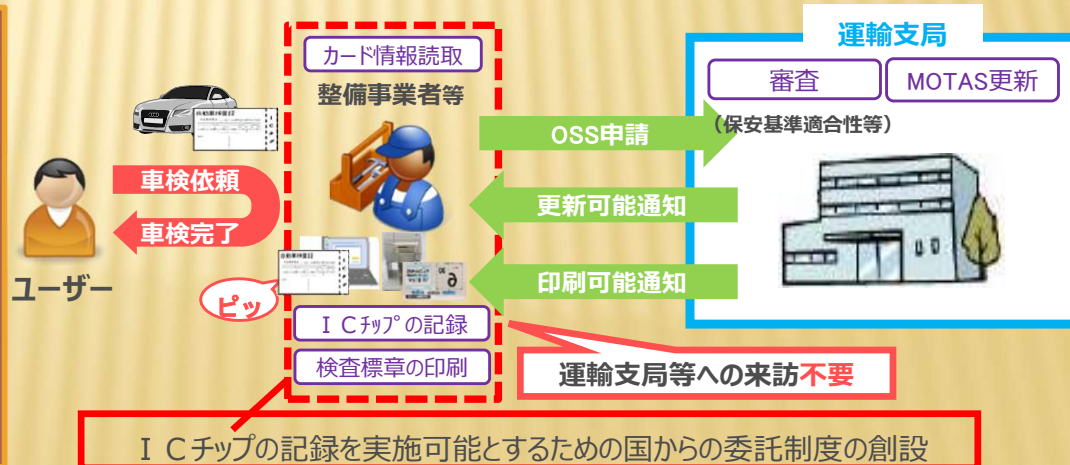
電子化後

【表面イメージ】
【裏面イメージ】



・ ICチップの空き容量の民間等による利活用の検討

電子化後



I C チップの記録を実施可能とするための国からの委託制度の創設

記録事務代行ポータルの開設について



URL : <https://www.kirokujimu-portal.mlit.go.jp/#/>

車検証の電子化で、OSS申請手続完了後の
車検証更新手続が
窓口へ行かずに
※
ご自身でできます。

代行者になる申請をする >

② 記録等事務代行を利用したOSS申請の方法について

※ 記録等事務代行者

☎ 050-5540-2000

受付時間 / 8:30 - 17:00 年末年始を除く平日

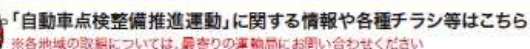
自動車点検整備推進運動



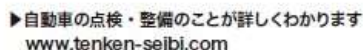
点検整備
やらないと

忘れない、
いつもの暮らしに

安全と環境保全には、**点検・整備**が必要です



<https://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>

[illegible]

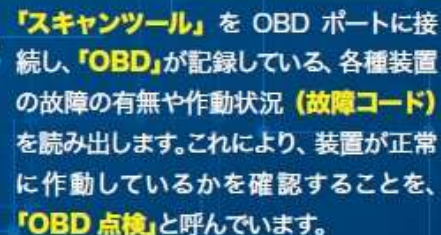
車載式故障診斷裝置 (OBD)



これらの装置は、令和3年10月から、
1年毎の「OBD点検」が義務付けられています。※

※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外

OBD 点検の概要



「車載式故障診断装置(OBD)」とは…

車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記憶する装置。

「スキャンツール」とは…

OBD に記録される各種装置の故障の有無・作
 動状況を読み出し、安全に走行できる状態であ
 るかを確認する機器。

終わり

長時間の視聴お疲れ様でした。